四日市市告示第642号

四日市市営住宅条例(平成9年四日市市条例第32号)第67条第3項の規定により 放置自転車等を移動・保管したので次のように告示する。

令和元年12月27日

四日市市長 森 智広

- (1) 保管した放置自動車等が置かれていた場所 三重県四日市市西伊倉町9番 来客用駐車場内
- (2) 放置自動車に関する事項
 - ・メーカー名:三菱・車名:MINICA
 - ・自動車登録番号:神戸580く52-59
 - ・車台番号: H22A-0747632
- (3) 保管した放置自動車等を移動した日時 令和元年12月18日
- (4) 放置自動車等の保管を始めた日時及び保管の場所 保管日:令和元年12月18日

保管場所:三重県四日市市生桑町地内

(5) 当該自動車を返還するための手続き

当該放置自動車の所有者等は、四日市市営住宅条例施行規則第51 条第1項の手続きに基づき、保管放置自動車等返還申請書(第53号 様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該所 有者等は、当該放置自動車等の所有者等であることを証する書類を提 示しなければならない。

(6) 連絡先

三重県四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 都市整備部 市営住宅課 住宅係 電話 059-354-8218

(都市整備部 市営住宅課)